

令和7年第3回潟上市議会定例会会議録

○開 会 令和7年 9月 4日 午前10:00

○散 会 午前11:53

○出席議員（17名）

1 番 菅原理恵子	3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹
5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見
8 番 藤原典男	9 番 中川光博	10 番 鈴木司
11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人	13 番 西村武
14 番 鑑仁志	15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤
17 番 鈴木壮二	18 番 佐藤敏雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木渉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
子育て応援課長 金美妃	上下水道課長 渋谷道彦
教育総務課長 菅原撰	教 育 監 佐々木達也
選挙管理委員会・監査委員事務局長 鈴木千秋	会計管理者兼会計課長 藤原郁子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 渋谷睦子
-------------	--------------

令和 7 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

令和 7 年 9 月 4 日（1 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長
[視察研修報告]）

日程第 4 潟上市議会における綱紀粛正について

日程第 5 行政報告（市長、教育長）

日程第 6 報告第 9 号 令和 6 年度潟上市健全化判断比率等について

日程第 7 報告第 1 0 号 債権放棄の報告について

日程第 8 報告第 1 1 号 債権放棄の報告について

日程第 9 議案第 5 3 号 潟上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例（案）について

日程第 1 0 議案第 5 4 号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公
営に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 1 1 議案第 5 5 号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改
正する条例（案）について

日程第 1 2 議案第 5 6 号 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）につ
いて

日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）（案）について

日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）（案）について

日程第 1 5 認定第 1 号 令和 6 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 6 認定第 2 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 1 7	認定第 3 号	令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	認定第 4 号	令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 5 号	令和 6 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 6 号	令和 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 7 号	令和 6 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 8 号	令和 6 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
日程第 2 3	認定第 9 号	令和 6 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 4		令和 6 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告
日程第 2 5		予算決算特別委員会の設置について
日程第 2 6		予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
日程第 2 7	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 8	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について

午前１０時００分 開会

○議長（佐藤敏雄） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１ 会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤敏雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、３番藤原仁美議員、４番戸田俊樹議員を指名します。

【日程第２ 会期の決定】

○議長（佐藤敏雄） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月26日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月26日までの23日間に決定しました。

【日程第３ 諸般の報告】

○議長（佐藤敏雄） 日程第３、諸般の報告を行います。

議長報告をします。

令和７年８月29日付けで、鈴木壮二議員から議会運営委員の辞職願が提出され、同日、潟上市議会委員会条例第14条の規定により、議長が許可をしております。後任の委員には、令和７年９月１日付けで、同条例第８条の規定により、鈴木司議員を議会運営委員に指名しております。

また、９月２日に開催された議会運営委員会において、新たに議会運営委員長に西村武議員、副委員長に鑑仁志議員が選任されております。

そのほかの報告事項はタブレット端末に配布のとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。13番西村武議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村武） 議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、8月28日に提出予定議案、会期日程などを議題とし、委員、副議長、当局から説明員として総務部長、総務課長、財政課長の出席の下に開催しております。

9月2日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席の下に開催しております。

次に、本定例会の運営についてご報告をいたします。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、12日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定です。予算決算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算決算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなっております。よろしくお願いいたします。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、9月10日水曜日、1番目に12番石井和人議員、2番目に10番鈴木司議員、3番目に15番菅原龍太郎議員、4番目に1番菅原理恵子議員、2日目の9月11日木曜日の1番目に5番佐藤珠樹議員、2番目に3番藤原仁美議員、3番目に8番藤原典男議員となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月12日金曜日の特別委員会全体会議終了後からの開会となっております。

なお、この後、潟上市議会における綱紀肅正について取り扱うこととしております。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤敏雄） これで諸般の報告を終わります。

【各常任委員会視察研修報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、常任委員会からの視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配布しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告願います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木司総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察研修報告をいたします。

研修年月日は、令和7年7月9日、10日、11日でありました。

視察研修先は、宮城県名取市、福島県会津若松市の2市であります。

研修委員には、戸田俊樹委員、佐藤珠樹委員、西村武委員、鈴木司のところであります。

随員職員には、議会事務局長 安田秀樹さんであります。

研修内容は以下のとおりであります。最初に宮城県名取市について報告いたします。

研修テーマは東日本大震災を教訓とした危機管理体制（災害への備えや避難体制など）についてであります。

研修内容であります。東日本大震災時に発生した大津波は、人知を超えて猛威を振るい、名取市内で死者911人、行方不明者39人という未曾有の大災害となりました。

この甚大な被害に向き合い、粛々と復興への歩みを進めてきた名取市における広域的な取組として、震災等、有事の際に備えるための団体及び人材の育成が求められております。公民館を単位に自主防災組織連絡協議会が設立されており、防災・減災につなげるための自主防災組織率は84パーセントで、自主防災組織間の連携にも力を注いでいます。地域防災リーダーの養成については、市民607人が防災指導員講習を受講し、各町内会で活動しております。

災害に強いまちづくり構築のための重点的な施策として、庁舎自家発電設備の増設や庁舎の耐震改修、津波などの災害防災対策として被害地区の嵩上げや避難路をはじめと

した防御ラインの整備促進、各公共施設等に公共サインを設置し、避難誘導に取り組んでおります。

次のページをお願いします。

まちづくりの課題等については、地域防災リーダーの養成や自主防災組織の担い手不足の解消に向けた取組などを挙げ、特に若年層の取り込みが地域活性化の鍵を握るということになりそうです。

次に、福島県会津若松市についてであります。

研修テーマは行財政改革の取組についてであります。

会津若松市では、令和4年度から8年度までを実施期間とする「行政改革の取組、未来へつなぐ自治体経営に向けて」を基本目標として各種改革を進めることとしております。その視点として、持続可能な財政運営、公共施設の管理・運営の最適化、行政サービスの質の向上と効率化を掲げております。

具体的な取組として、持続可能な財政運営では、中期財政見通しの策定や総枠配分方式による予算編成、財務状況の見える化、循環型社会に適応した負担の適正化などを推進するとしております。また、歳入の増加に向けた取組では、ふるさと納税や広告事業の推進、ネーミングライツの検討、市有財産の積極的な活用に努めていくこととしております。

公共施設の管理・運営の適正化については、道路・橋梁、上下水道施設、市営住宅などについても、個別の計画に沿って長寿命化を図るとしております。

両市におけるそれぞれの取組は、本市における行政課題に関しても参考にできる事例等があり、実りある研修となりました。

以上、総務文教常任委員会行政視察研修といたします。

○議長（佐藤敏雄） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1 番菅原理恵子社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） おはようございます。

社会厚生常任委員会行政視察研修の報告をさせていただきます。

研修年月日 令和7年7月9日、10日、11日。

視察研修先 愛知県豊田市、大府市。

研修委員 鈴木壮二、中川光博、菅原秀雄、鑑仁志、菅原理恵子。

随行職員 議会事務局次長 澁谷睦子さんをお願いしております。

研修内容について申し上げます。

愛知県豊田市での研修テーマは認知症対策について、重層的支援体制についてでございます。

研修の内容 豊田市では認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、認知症地域支援員を配置して相談業務の対応をしております。

また、第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子に基づき、認知症施策推進計画を作成し、認知症本人発信支援制度を今年度から開始しています。認知症本人や介護者への支援策として認知症伴走型支援拠点「オレンジほっとテラス」を開設し、様々な施策に取り組んでいます。

二つ目のテーマ、重層的支援体制整備事業は、事業所等とよた多世代参加支援プロジェクトを立ち上げ、新たな支援メニューを創出する取組をしています。また、地域共生社会推進のため、令和6年度の実績及び厚労省科学研究事業の内容を踏まえ、重層的支援会議定例会や重層的支援推進研修を開催しているほか、孤独・孤立対策に向けて取り組んでいます。

二つ目のテーマとして、愛知県大府市。

研修テーマ ヤングケアラーについて、サロン事業について。

研修内容 大府市では福祉まると相談室で、ひきこもり支援、ヤングケアラー支援、おくやみ窓口、終活支援事業「さくらMIRAIサポート」を重層的支援体制整備事業として行っております。県が示す「知る」、「相談する」、「見つけて支援する」、「子どもに寄り添う」といった四つの指針に基づいた支援を実施してきました。しかし、実際は、子どもたち自身からの相談がない、情報収集が難しいなどの課題もあり、学校との情報交換を密にしています。

二つ目のテーマ、サロン事業について、第2次大府市地域福祉計画に基づき、誰もが気軽に集える場づくりを基本目標の重要テーマに設定し、ふれあいサロン・常設サロン・全世代型サロンを開設しています。中でも空き家を活用したサロンが環境面・防犯面の効果にもつながったことが印象的でした。

今回の視察では、本市においても参考となる部分もあり、有意義的な研修となりました。

以上、社会厚生常任委員会行政視察研修の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番藤原仁美産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美） おはようございます。

産業建設常任委員会行政視察研修報告をさせていただきます。

研修年月日は、令和7年7月7日、8日の2日間。

視察研修先は、北海道江別市、石狩市。

研修委員は、石井和人、菅原龍太郎、伊勢潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美の6名です。

随行職員として、議会事務局 佐々木夏子さんに同行いただきました。

研修内容について、かいつまんでお伝えさせていただきます。

はじめに、江別市での研修テーマは都市と農村の交流センター「えみくる」についてです。

「えみくる」は、旧中学校跡地である地域資源を活用して都市と農村との交流を促進し、農業者の健康と福祉の増進を図ることを目的として平成29年に開設されています。運営は指定管理方式で、設備は研修室3室、調理実習室、テストキッチン、体育室、野球場、大型木製遊具など公民館のような役割にも近い施設で、食と農を通じて学びと活力を生み出す体験・交流拠点とされています。

また、指定管理者である特定非営利活動法人えべつ江北まちづくり会は、江北地区の有志や市内大学の関係者などで構成されており、多様性のある組織力を活かしています。

ベッドタウンの要素と農村地域であることは本市と共通する点があり、地域住民の交流を図り、地域の産業発展を進めるために参考にしたいと思いました。

次に、石狩市です。

研修テーマは石狩市農業総合支援センターについてです。

農業総合支援センターは平成12年に設立し、石狩市と旧石狩市農業協同組合、石狩市農業委員会の三者で構成され、札幌市農業組合事務所内に設置されています。農業経営者の高齢化や担い手不足に加え、農産物の自由化などの影響により農業所得が伸び悩み安定した経営維持が困難な状況にあることなどから、競争力のある農業の発展を図るため、新たな地域農業システムを構築する必要性を求められ設置されました。

石狩市では新規就農を目的とする移住者も多く、高齢化・担い手不足という本市と共通する課題を解決するための支援について参考にしたいと思いました。

2市ともにそれぞれ本市に共通することを見出し、今後につなげられる研修となりました。

以上、かいつまんでですが、研修報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 潟上市議会における綱紀粛正について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第4、潟上市議会における綱紀粛正についてを議題とします。

先ほど議会運営委員長より報告がありました潟上市議会における綱紀粛正について、お手元のタブレット端末に配布している決議文をご覧ください。

潟上市議会では、本年8月20日、小林悟前議長が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された事案を重く受け止め、市民の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、今後の再発防止と綱紀粛正に努めることを表明するため、次のとおり決議するものとします。

それでは、決議文を読み上げます。

潟上市議会における綱紀粛正に関する決議

本市議会議長であった小林悟前議員が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕される事案が発生いたしました。

全国的にも飲酒運転及び酒気帯び運転による重大な事故が多発する状況を受けて、本市においても飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中で、市議会議員自らがこのような事案により逮捕されたことは、市議会に対する信頼を著しく損なう事態であり、誠に遺憾であります。

飲酒運転は決して許されるものではなく、市議会として市民の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、再びこのような事態を引き起こすことのないよう、市議会議員として自らを厳しく律し、再発防止と綱紀粛正に努めてまいります。

以上、決議します。

令和7年9月4日

潟上市議会

この内容をもって決議することにご異議ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ただいま議長からね、こういう決議をすると。本会議において議長が読み上げて、これをもって良しとするのか。本来ならですね、日々の自己を律する議員であってほしいわけで、中にはいろんな問題を抱える方もおるはずです。この文面を

作ったのは誰ですか。それと、これを議事日程に追加して決議するというのを、どこの誰が決めたんですか。以上、説明を求めます。

○議長（佐藤敏雄） この議事に組み込んだという日程を決めましたのは、議会運営委員会で話し合って、この議事に組み込みました。

それから、この文を作成しましたのは、議会事務局と私で文章のほう、精査しながら、他市のこういった市議会の飲酒運転の事例に基づいて、それを参考に、この文面を作成したまででございます。それで今日のこの決議で皆さんにお諮りして決議を求める、こういったことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 4 番戸田俊樹議員。

○4 番（戸田俊樹） 議員になったときにですね、我々は特別地方公務員として遵法の方針で綱紀を肅正したり、コンプライアンスやそういうものを常に自覚しているはずなんです。議会を代表する、市民を代表する議長が飲酒運転をして横断歩道中の女性をはねるという事態はですね、大変なことなんですね。どこにも顔出して、私、市会議員ですなんて言って歩けませんよ。こんな一文でもって全てご破算で願ひましてはっていうことは、まかりならんと思うんですけども、皆さんのご意見聞いていただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 暫時休憩します。

午前 10 時 27 分 休憩

.....

午前 10 時 27 分 再開

○議長（佐藤敏雄） 会議を再開します。

ただいま 4 番戸田俊樹議員から、この決議案に対して異議があるということですが、ほかの議員の方々、このことに対して質問のある方、挙手願います。7 番堀井克見議員。

○7 番（堀井克見） ただいまの話が進んでおりますけれども、前代未聞の議会を代表する方の不祥事が発生したということで、私どもも驚きと、まさに残念だなという思いでいっぱいあります。しかしながら、本人が議員と議長を辞職したと。それでやはり済むものではないと。議決機関全体の責任として捉え、それを構成する我々一人一人もですね原点に立ち返って襟を正さなければ、市民、内外に、そしてまた当局にも多大な迷惑かけてしまったと。そういうふうな思いの中で、私も議会運営委員会の一人でありましてけれども、定例会に向けて何らかの形で議会としてやはりきちっとけじめをつけな

ければ前に進めないという思いがありまして、そして議会運営委員会でもってみんなでそれぞれ開襟を開いた結果、こういうふうなものをきちっと決議をし、そして一つの進むためのステップにしなければならないということに至ったと、こういうふうに理解しております。

今、同僚議員からも、これで済ませていいものかと。その思いもね分からないわけではありますけれども、私どもは議会運営委員会の一員として、またメンバーとして、これが今取れる最大の方法だと。これでも足りるということではないですけれどもね、最大の方法だというふうなことで、まあ決定をして、そして今日本会議で日程に加えたということでありまして、それ以上も以下も他意ありません。

で、今、同僚議員がおっしゃるように、これで済むものかというふうなことであるならばですね、せっかく決議文にはあまり質疑なんてことは前例として私はないというふうな意識でありますけれども、これで済まないとするならばですね、私はこれで一つのけじめになると、私はそう思っていますよ。で、先ほど議長からね、事務局と私でもって文章をいろいろ検討したと。で、そのみならず、私ども議運にはですね、このタブレットを通してきちっと原案の段階で確認をいただきました。私どももチェックさせていただいて、今考えられることはやはりこれが一番のベストかなというふうなことで、私、私も委員の一人として了を与え、そして議事日程に粛々とのつてると、こういうふうな経緯であります。

最後に申しますけれども、これで済まないとするならば、あえてですね同僚議員から、へばどういう方法があれば済むのか、どういう処理方をすれば納得するのかということ、私はあえて、私どもも一生懸命真剣にやってきてここまで持ってきたものに対して疑義があるということと言われてるわけですから、へばどういう方法があるんですかということ、私は議運の一人として、議員の一人として改めて、ここは討論する場ではないでしょうけれども、少なくとも、むしろその部分においての切り口、意見をいただければ、少しはまた納得する。また別の方法あるとするならば、再考も考えられるかなというふうに思いますので、まずもってその部分をね改めて議長の取り計らいで同僚議員のほうからお尋ねしてもらえれば私はありがたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　ただいま7番堀井克見議員よりご意見等いただきました。これに対して4番戸田俊樹議員、何かご意見等ございますでしょうか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹）　堀井議員の言わんとすることについては、議員と議会運営委員会等

において検討し、議長と事務局でこの原文を作成したと。まあそういう方法以外にないといえないでしょう。しかしですよ、その以前にですよ、小林議員が酔っ払い運転で逮捕されたという段階で、もう1日もしたら釈放されて、次の議長は俺がやると、頼むというふうな挨拶回りをされてるわけですよ。これをいかに思いますか。関係あります。なぜかっていうと、こういう重大なことを起こしたことについて、全体会議において報告をしていただくとか、または全員協議会を開催して更に意見を統一して議会運営委員会に諮って、そして議長の決裁をもってやると、そういう段取りが大事ではなかったんですか。選挙、先にありきと。議長席、副議長席の争いを最初に行って、何の示しをつけないままこういうふうな文書が出るという段取りの進め方の間違いだと思って終わります。

○議長（佐藤敏雄） それでは、ただいま異議がありましたので、この決議を起立により採決したいと思います。

○9番（中川光博） 議長、その前に意見を。

○議長（佐藤敏雄） では、9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 今日この文書、今朝見ましたけれども、まあ今までお二人の方お話しいただきましたけれども、この文書に決定的な足りない点の一つあると思いました。それはですね、ここにも書いてるとおり防止策、再発の防止策、再発を防止するっていうことですが、その防止策が全くうたわれていない点。これ決定的なやはり足りない点だと思いました。ですので、先ほどの同僚議員の意見にもありましたけれども、じゃあ、この時点でどうするかっていうことですが、この議会の開催中にしっかりこの防止策を議会全体でしっかりと定めると、このことをもって市民の皆さんにご報告をするというふうにしないとですね、いたずらにこの文書だけではやはりその決意が伝わってこないと、こういうふうに思う市民の皆さんも多いと思います。この再発防止策を具体的にどうするかっていう点を、しっかり所管の委員会なり、あるいはそのあたりは議長、副議長の裁量でしっかり開いて、この議会開催中にその防止策を市民の皆さんにしっかり示すと、こういうことが大事だろうと思います。

したがって、今、決議っていうことですが、私、決議するとかしないとかではなくて、やはりこの足りない文書をやはりしっかり整えてしっかり市民の皆さんに示すと、こういうことが大事だろうと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　ここで暫時休憩します。

午前１０時３５分　休憩

.....

午前１０時３５分　再開

○議長（佐藤敏雄）　会議を再開します。

　　７番堀井克見議員。

○７番（堀井克見）　今のね、それぞれ同僚議員からいろいろ意見出ていますよ。まさに分からないでもないです。しかしながら、私はやはり先ほど議長の発言の中でもありましたけれども、種々の前例だとかね、様々なことを広範に全体をふかんしてものを行ったということが明確に示されました。で、今更にね後段の同僚議員からは、その再発防止策がないじゃないかと、はっきり言って。具体的にね、これが再発防止策だっていうこと、私はないと思いますよ。やらなければいいだけの話で。ですから、その前段で市議会議員として自らを厳しく律すると、これ以上ありますか。私はこれで全て包含されてると。併せて、まさにその先の方向として再発防止、綱紀粛正にね努めるんだと、最大限。これ以上のことなんか私はないと思いますよ。方法っていうことは議員個々、個人のね、私はちょっと考えられません。ですから自ら身を律していくと、二度と再びないように、これ以上私はないと思いますから、まあこれね本来であればこれだけの不祥事が起きてね、市民にも内外的にも当局に申し訳ないと思ってますよ、私も議員の一人として。しかしながら、起きたことはもう取り返すことできません。ですから、せめてもこういうふうなきちっとしたけじめをつけて前に進む。議決機関としてある姿を表す。私は当然のことだと思いますので、全会一致がこれはね一番いいわけですが、全会一致でなければできないという法律があるのかないのかも含めて、私はやはりきちっと今日ここで議員がそれぞれ意思表示をする、この案に対して。それをもって決着を図るべきだと。むしろこれ以上引っ張るべきではないというふうなことを明確に申し上げたいと思います。ですから議長、淡々と議事整理と議事執行をお願いいたします。

　　以上です。

　　ここでまた議員方がね論争するっていうことは恥の上塗りするようなことになりかねないので、まあぼちぼち出尽くしたと思いますから、議長の職権でもってね、きちっとけじめをつけていただきたいということを強く求めます。

　　以上。

○議長（佐藤敏雄） ただいま様々な議員からのお話がありました。防止策がうたわれていないと、こういうことでもありますけども、包含した決議した結果であることから、この文書で私はいきたいと思います。

したがいまして、起立によって採決をいたします。ただいまこの文書で賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立多数です。したがいまして、何対何ですか……賛成が14、反対が2名でございます。したがいまして、この内容をもって決議することに決定いたします。

なお、本決議については、市ホームページ等で広く周知することといたします。

【日程第5 行政報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、日程第5、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、県内で発生した大雨被害の状況についてであります。

県内では8月以降、断続的に大雨が発生しており、河川の氾濫や道路の冠水、農作物の損害、建物の床上・床下浸水など、多くの被害が生じております。

本市においては、大雨による大きな被害は確認されていないものの、突風による建物被害が報告されております。

これからの季節においても、台風や集中豪雨の発生も懸念されることから、大切な生命と財産を守るため、市民の皆様には今一度、日頃から自然災害への備えを意識し、安全を確保するための準備をしていただくようお願い申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

次に、消防広域化について申し上げます。

7月31日に開催された第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会において、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向けて協議してきた19項目が合意され、既に合意済

みの21項目と合わせ、広域化に関する基本事項40項目全ての協議が整ったことにより、広域消防運営計画案を作成しております。

8月28日の市政協議会においてご報告したこの計画案については、議員の皆様から伺ったご意見を踏まえて更に内容を精査した後、パブリック・コメントの実施により市民の皆様のご意見も参考にしながら、成案に向けて作業を進めてまいります。

また、現組合の解散・財産処分や新組合の規約、議員選出及び初期費用に係る予算等に関する各議案については、今後適宜、市議会に提出する予定としております。

なお、湖東地区行政一部事務組合が消防及び救急業務のほかに共同処理している火葬場に関する業務については、消防広域化の協議とは別に、本市、井川町及び八郎潟町の構成3市町の担当部署において、今後の運営体制などに関する協議を進めております。

次に、消防操法大会の結果について申し上げます。

7月27日に五城目町で開催された秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部消防操法大会において、潟上市代表として小型ポンプ操法の部に出場した昭和支団第7分団が見事優勝いたしました。

8月23日に由利本荘市で開催された秋田県消防操法大会では、支部代表として出場した昭和支団第7分団が、軽可搬ポンプ操法の部に出場した潟上市女性消防隊とともに、日頃の練習の成果を披露いたしました。

次に、観光イベントについて申し上げます。

本年の潟上市三大夏まつりは、市制施行20周年記念事業として実施しており、8月3日に開催された第40回飯田川鷺舞まつりでは、若竹幼児教育センター園児による孫鷺、飯田川小学校児童による子鷺、そして水田の上を舞う鷺を優雅に表現した親鷺の舞が披露され、訪れた方々を魅了いたしました。

8月10日には第57回八郎まつりが開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、大久保駅前広場での太郎龍・辰子龍の双龍の出会いは、幻想的な世界を演出いたしました。

また、本市夏まつりの最後を飾る天王グリーンランドまつり2025は、8月24日に開催され、市内外から約2万5,000人の方々にご来場いただきました。

当日は、キャラクターショーやヤートセ選手権、本市ふるさと応援大使で放送作家の元祖爆笑王氏プロデュースによるお笑いフェス2025に加え、大手スナック菓子メーカー湖池屋によるスナック菓子の無料配布や本市に関わりのある生徒・学生で構成する

2世代活躍課による出店など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめる多彩なイベントや企画が展開され、メインイベントである花火ショーでは、鮮やかな大輪の花火が潟上の夜空を彩りました。

ご協賛、ご協力を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。

次に、企業誘致について申し上げます。

令和5年7月27日に東京都に本社を置く株式会社東横インと立地に関する協定を締結し、同社のホテル建設に関して交渉を進めてまいりましたが、去る8月27日に同社より、物価や労務単価の高騰による建設費用の増加、一部海域における洋上風力発電事業者の撤退などの外部環境の変化を踏まえ、本市への立地を一旦白紙にしたいとの申出がありました。

同社に再考を促すべく交渉を継続してまいりましたが、状況が好転することは困難であるものとして、同社の申出を受け入れる判断に至りましたことをご報告いたします。

なお、本市においては、ホテルの立地が必要不可欠であると認識しており、引き続き他のホテルチェーンも含め、誘致活動を進めてまいります。

一方、男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業者である、男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energy（オフショア・グリーン・エナジー）合同会社が、事業海域に広く接する本市への進出を決定し、その立地に係る協定を昨日締結いたしました。

洋上風力発電事業は、地球温暖化対策やエネルギー自給率向上に向け、国が主導する大規模な事業であり、本海域では令和10年6月の商業運転開始に向けた準備が現在進行形で進められております。

こうした中、事業マネジメントの拠点となる本社オフィスが本市に設置されることは、若者の市外流出防止や市内定着・回帰に加え、地域活性化にも寄与いただけるものと大いに期待をしております。

今後も、洋上風力発電事業を契機とした地域産業などへの波及効果を確実に捉え、地域の経済基盤の強化につなげてまいります。

次に、追分保育園の民営化について申し上げます。

6月に事業者選定のための公募をしたところ、4者から応募があり、8月29日に開催した潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル審査会において、提出書類の記載内容、プレゼンテーション及びヒアリングを基に総合評価を行った結果、秋田市に法人本

部を置く「社会福祉法人 風の遊育舎」が最高得点を得て選定されました。

同法人は、幼保連携型認定こども園を県内3か所と神奈川県1か所、放課後児童クラブを県内1か所で運営しており、公立教育・保育施設の民営化においても実績のある法人であります。

この後、市ホームページにおいてこのたびの選定結果を公表するとともに、令和8年4月からの引継保育の開始に向け、保護者・市・同法人の三者で協議を進めてまいります。

なお、令和9年4月に予定している移管に向けては、第三者機関である秋田県社会福祉審議会による調査審議を経て、同法人が改めて保育所の設置認可を受けることとなります。

次に、市制施行20周年記念事業について申し上げます。

天王町、昭和町、飯田川町の旧3町が合併して誕生した潟上市は、3月22日をもって市制施行20周年を迎えております。

これを記念し、本年の夏の三大まつりをはじめとした各種イベントについては、市制施行20周年記念事業と銘打ち開催してまいりましたが、これから開催を控えている記念事業を幾つかご紹介させていただきます。

8月4日に日本放送協会秋田放送局と、放送番組「ノージーのひらめき工房」の公開実施に関する協定を締結し、11月1日、2日の2日間にわたり、潟上市市民センター「かたりあん」を会場に、放送番組「ノージーのひらめき工房」の公開が実施されることとなっております。

また、11月9日には、功労者の表彰や著名人による講演会を内容とする市制施行20周年記念式典の挙行を予定しているほか、スポーツフェスティバル2025や文化祭、音楽祭などについても、市制施行20周年記念事業として開催してまいります。

今後も、記念すべき市制施行20周年の祝賀ムードを盛り上げていくとともに、潟上市としての一体感の醸成に努めてまいります。

次に、令和6年度決算における財政指標について申し上げます。

令和6年度決算の経常収支比率は99.7パーセントで、昨年度から0.6ポイント減少しており、改善はされたものの、依然として物価高騰や人件費の上昇といった要因が財政運営に重くのしかかっている状況が続いております。

また、財政力指数は0.35と、昨年度と比較して増減が見られなかったほか、財政健

全化法に基づく健全化判断基準では、実質公債費比率が6.3パーセント、将来負担比率が26.9パーセントと継続して早期健全化基準以内に推移していることは、これまでの堅実な財政運営の結果と捉えております。

今後も、歳出における事務事業の見直し等による経費節減を図り、独自事業に充てる財源を確保できるよう引き続き努力してまいります。

本定例会には、令和6年度潟上市健全化判断比率等ほか2件の報告、潟上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）ほか2件の条例案、令和7年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）2件、令和6年度各会計決算の認定、人事案件として人権擁護委員候補者2名の推薦についての議案を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

【教育行政報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、教育長の教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、スクールロイヤー事業について申し上げます。

今年度は、事業のスタートとして8月20日に行われました潟上市教職員研修会において、「学校における法律問題」と題して弁護士による講演を行ったほか、各分科会においては本事業の内容について説明を行い、その中では学校の関心度や必要度の高さが示されました。

次に、教職員の服務規律確保の徹底について申し上げます。

近年、全国の学校において、一部の教職員による不祥事が後を絶たず、教育現場への信頼を著しく損なう事態となっております。本市では同様の事案は発生しておりませんが、本教育委員会においても、不祥事防止の観点から個人情報 の適正管理、体罰及び言葉の暴力の根絶、性暴力等の防止についての徹底を指示しております。

本教育委員会は不祥事ゼロを強く決意し、子どもたちの未来を守る責任を教育現場全体で共有してまいります。

次に、二十歳のつどいについて申し上げます。

8月15日、市民センター「かたりあん」を会場に潟上市二十歳のつどいを開催いたし

ました。平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた対象者351人のうち、221人が出席しました。つどいでは代表者が「大人としての社会における責任感をより一層強く持ち、それぞれの目標に向かって努力し続けます。」と力強く誓いの言葉を述べました。二十歳の皆さんの門出を心から祝福するとともに、輝かしい未来に向かって進むことができるよう、エールを送ります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（佐藤敏雄） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。休憩は11時5分まで。暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

.....

午前11時05分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第6 報告第9号 令和6年度潟上市健全化判断比率等について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第6、報告第9号 令和6年度潟上市健全化判断比率等についてを議題とします。

報告第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

報告第9号 令和6年度潟上市健全化判断比率及び潟上市公営企業資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

（1）健全化判断比率についてご説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも赤字額がございませんので、ハイフンを記載してございます。実質公債費比率は6.3パーセント、将来負担比率は26.9パーセントでございます。これら四つの指標は、全て早期健全化基準を下回ってございます。

次に、（2）公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がございませんので、ハイフンを記載してございます。両会計ともに経営健全化基準を下回ってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7　報告第10号　債権放棄の報告について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第7、報告第10号　債権放棄の報告についてを議題とします。

報告第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

報告第10号　債権放棄の報告についてご説明いたします。

本案は、令和6年度中の債権の放棄について、潟上市債権管理条例第11条の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

内容についてでございますが、債権放棄調書にありますとおり、1号認定主食費ほか五つの債権について、計24人101件分の18万7,650円を同条例第10条第2号の生活困窮状態にあると判断し、債権を放棄したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第8　報告第11号　債権放棄の報告について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第8、報告第11号　債権放棄の報告についてを議題とします。

報告第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

報告第11号　債権放棄の報告についてご説明いたします。

本案は、報告第10号と同様、令和6年度中の債権の放棄について、潟上市債権管理条例第11条の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

内容についてでございますが、債権放棄調書にありますとおり、水道料金について、7人63件分の18万494円を同条例第10条第5号の死亡・行方不明等の状況にあると判断し、債権を放棄したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 債権放棄2件ですか、今、水道料金のことですけれども、この前とです。二つだけのせております。その他債権はいっぱいあるわけですが、見込まれるものは今決算ではこの部分だけですか。それとも市営住宅やそういう面、または下水道料金等についてはないわけですか。で、ということで、ないということだと思いますけれども、その実態の今後の状況をちょっとご報告いただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の場合は、その住宅使用料等は放棄のものには入っておりません。で、下水道料金に関しては、下水道料金は税金と同じく強制徴収債権でありますので、税金と同じように5年経ちますとそのまま不納欠損というふうな形になりますので、この債権管理条例には合致しない額となります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 生活権、生きる生存権といいますか、基本的権利からすれば水を止めることはできないということで、支払能力がないということでここに羅列した要件に当てはまると。一般市民はどう思うんでしょうかね、これらについて。そういう意味では、もっとやり方があるんじゃないかと。最近では、まあこういうふうな前提的な健康上の理由でできないということで、まあ放棄するわけですが、もう少し日々の管理をきちっとすればできるのではないかと。まあ国も生活困窮者や生活保護者やそういう方々に対する手当を市もやっておるわけですから、それらの段階での徴収についてはどういう状況なのか。最近では日中、その他の市税や県民税や、まあいろいろな税金等についても徴収に伺ってる職員の姿が見える、見えないわけです。そういう対応についても若干説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまのご質問にお答えいたします。

債権を、これは公債権、それから私債権問わずなんですけれども、それぞれ債権の担当課というものがございまして、それぞれがしっかりと知識、それからこういった条例に基づいて債権管理をし、それから債権管理にあたっておりまして、それぞれのまずケースに応じてそういった規定に基づいて適正に処理しておりますので、今後もそういった形で市全体で進めてまいると考えてございます。

○議長（佐藤敏雄） 戸田俊樹議員よろしいでしょうか。

○4番（戸田俊樹） はい。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。14番鑑仁志議員。

○14番（鑑仁志） ご苦労さまでございます。今こう水道料金、こう7人はあるんだけど、ここまで来るためにはどういう市のほうで、当局のほうでどういう努力をしてこういうふうになったのか、そこら辺のとこちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

納期期限を過ぎた段階で督促状を送付しております。それでも納付がない場合は、催告書を送付します。それでも納付がなかった場合には、給水停止予告書、予告通知を送付し、連絡がなければ給水停止を行っております。また、支払が滞り未収金が増加した債権者には、分納誓約を催促し、未収金の回収に努めております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 14番鑑仁志議員よろしいでしょうか。

○14番（鑑仁志） はい。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第9 議案第53号 潟上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第9、議案第53号 潟上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてを議題とします。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

議案第53号 潟上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてご説明いたします。

本条例案は、児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

主な内容についてでございますが、（１）総則として、事業の趣旨や定義及び最低基準の目的、事業者について、（２）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準として、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業について定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託いたします。

【日程第１０　議案第５４号　潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第10、議案第54号　潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会兼監査委員事務局長（鈴木千秋）　それでは、説明資料の６ページを開き願います。

議案第54号　潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例案は、公職選挙法施行令の一部改正により、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございますが、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額を、それぞれ１枚当たり８円38銭、586円88銭に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。４番戸田俊樹議員。

○４番（戸田俊樹）　公職選挙法の改正といいますか、それは特にないわけで、単なる物

価、諸物価等の値上げによってこれ値上げをすると。市としては、これらについての負担が増えるということになるわけで、その影響額は幾らになりますか。まあ立候補者数によっては違うし、発行枚数によっても違いますけれども、概算ですけれども若干教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

あ、総務ですね。すいません、所管の委員会ですので所管で審査をお願いいたします。ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11 議案第55号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第11、議案第55号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第55号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第55号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等により、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、対象職員に対して育児・介護両立支援制度に関する情報提供及び意向確認を義務づけることと、育児部分休業の取得パターンを多様化するもので、1年につき10日相当の勤務時間の範囲内、これを新設するものでございます。

なお、この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12 議案第56号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について から 日程第14 議案第58号 令和7年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第12、議案第56号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてから日程第14、議案第58号 令和7年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第56号から議案第58号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第56号から議案第58号 令和7年度潟上市一般会計及び特別会計9月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額172億9,705万7,000円、補正額は5億3,956万5,000円の追加で、補正後の額を178億3,662万2,000円とするものでございます。前年度9月補正後の予算額との対比は、5億9,081万1,000円、3.4パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源がマイナス194万8,000円、一般財源が5億4,151万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の9ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、（1）の後期高齢者医療49万6,000円、（2）介護保険事業7,420万9,000円でございます。

次の10ページをお願いします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受けた市内の福祉施設を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や県の補助金を活用した補助事業を実施するほか、重点施策「「進化する潟上」の創造～3つの力～」に基づく事業、令和6年度決算額確定に伴う決算剰余金の財政調整基金への積み立て、国県支出金の精算等について計上するものでございます。

1 物価高騰対策事業の（1）障害者支援施設等物価高騰対策事業48万円は、物価等の高騰に伴う障害者支援施設等の負担軽減を図るため、食材料費の一部を補助するものでございます。

(2) 介護保険施設等物価高騰対策事業578万4,000円は、物価等の高騰に伴う介護保険施設等の負担軽減を図るため、食材料費の一部を補助するものでございます。

次の11ページをお願いします。

2 「「進化する潟上」の創造～3つの力～」に基づく事業の1 「稼げる力」の創造の(1) 鳥獣被害対策事業90万円は、鳥獣被害対策実施隊員へのパトロール等の要請が増加したため、報酬を増額するものでございます。

(2) 鞍掛沼公園施設管理運営事業234万6,000円は、鞍掛沼公園3施設の維持管理のため、経年劣化している箇所工事等を行うものでございます。

(3) ブルーメッセあきた管理運営事業80万円は、ブルーメッセあきた関連4施設の維持管理経費の増に対応するため、事業費を増額するものでございます。

2 「支える力」の創造の(1) 保育所・認定こども園運営事業172万5,000円は、子どもの健康管理や保育環境の充実のため、保育所・認定こども園の経年劣化している箇所の修繕等を行うものでございます。

次の12ページをお願いします。

(2) の生徒派遣費補助金440万円は、補助金対象者の増に対応するため、事業費を増額するものでございます。

(3) 市民センター追分館管理事業140万2,000円は、施設利用者の安全確保のため、雨漏り箇所の修繕を行うものでございます。

(4) 図書館管理運営事業151万8,000円は、施設利用者の安全確保のため、自動ドア及び警報設備の修繕を行うものでございます。

(5) 社会体育団体等助成事業102万円は、全国大会等出場激励金申請対象者の増に対応するため、事業費を増額するものでございます。

次の13ページをお願いします。

3 その他の(1) 公有財産管理事業172万7,000円は、市有地の松枯れ樹木について、倒木による被害の恐れがあるため伐採するものでございます。

(2) の地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業158万2,000円は、標準化に伴い、標準準拠後から当初賦課までの期間に使用するため、テスト用紙を購入するものでございます。

(3) 国勢調査225万3,000円は、県からの委託金と調査員数が確定したため、報酬等の経費を追加するものでございます。

(4) の財政調整基金積立金 4 億 1,869 万 7,000 円は、令和 6 年度の決算剰余金の 2 分の 1 を基金へ積み立てるものでございます。

(5) 国県支出金の精算 1 億 1,170 万 2,000 円は、令和 6 年度国県負担補助事業の実績が確定したため、精算により余剰分を返還するものでございます。

次の 14 ページをお願いします。

このほかに債務負担行為 3 件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これで大綱説明を終わります。

【日程第 15 認定第 1 号 令和 6 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について から 日程第 23 認定第 9 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第 15、認定第 1 号 令和 6 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 23、認定第 9 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 9 号までについて、当局より一括して説明を求めます。藤原会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（藤原郁子） それでは、説明資料の 15 ページをお開き願います。

認定第 1 号から認定第 9 号までの令和 6 年度各会計決算の概要についてご説明いたします。

1 一般会計は、歳入決算額 188 億 4,432 万 6,000 円、歳出決算額 179 億 3,160 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 9 億 1,272 万 5,000 円で、令和 7 年度への繰越財源 7,532 万 9,000 円を差し引いた実質収支額は、8 億 3,739 万 6,000 円でございます。

次に、2 特別会計の（1）社会保障関係でございます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額 34 億 1,219 万 3,000 円、歳出決算額 33 億 665 万 3,000 円、実質収支額は 1 億 554 万円でございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 4 億 2,876 万 4,000 円、歳出決算額 4 億 2,826 万 8,000 円、実質収支額は 49 万 6,000 円でございます。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定は、歳入決算額 41 億 8,458 万 6,000 円、歳出決算額 39 億 5,454 万 9,000 円、実質収支額は 2 億 3,003 万 7,000 円でございます。

介護サービス事業勘定は、歳入歳出決算額ともに 1,030 万 5,000 円でございます。

次の 16 ページをお願いします。

(2) 財産区の豊川財産区特別会計は、歳入決算額154万6,000円、歳出決算額136万7,000円、実質収支額は17万9,000円でございます。

和田妹川財産区特別会計は、歳入決算額55万5,000円、歳出決算額35万1,000円、実質収支額は20万4,000円でございます。

飯塚財産区特別会計は、歳入決算額105万円、歳出決算額69万5,000円、実質収支額は35万5,000円でございます。

3 公営企業会計の(1) 水道事業会計は、事業収益6億641万6,000円、事業費用6億1,449万5,000円、当年度純損失は807万9,000円でございます。資本的収入額は3億1,993万4,000円、資本的支出額は5億1,162万9,000円、資本的収支額はマイナス1億9,169万5,000円でございます。

(2) 下水道事業会計は、事業収益9億2,775万2,000円、事業費用9億1,376万5,000円、当年度純利益は1,398万7,000円でございます。資本的収入額は3億4,715万8,000円、資本的支出額は6億3,135万8,000円、資本的収支額はマイナス2億8,420万円でございます。

以上でございます。

○議長(佐藤敏雄) これで説明を終わります。

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

.....
午前11時41分 再開

○議長(佐藤敏雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第24 令和6年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告】

○議長(佐藤敏雄) 日程第24、代表監査委員より、令和6年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告を行います。鎌田代表監査委員。

○代表監査委員(鎌田利謙) そうしますと、監査委員を代表し、令和6年度各会計決算審査の結果をご報告します。

はじめに、一般会計と特別会計の審査結果について申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づ

き作成されており、計数はおおむね正確であると確認いたしました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であるものと認められました。

自主財源の根幹をなす市税については、令和6年度は定額減税の実施により市民税の収納額が減少しましたが、定額減税の影響がなければ過去最高の税収額が見込まれたものと推測されます。

また、市税の収納状況も好調に推移しており、実効性のある収納対策が行われているものと評価しております。

引き続き、現年度未納者への早期対応や新規滞納者を発生させない取組などを行いながら、効率的・効果的な徴収に努め、歳入の安定確保に努めていただきたいと存じます。

今後の財政状況につきましては、少子高齢化のほか、物価と人件費の高騰、老朽化による施設・インフラ等の維持補修費の増加などにより、今後も厳しさが続くものと予想されます。持続可能な財政運営に向け、今回の決算の結果を十分に検証し、限られた財源を有効に活用するとともに、コスト意識を持って取り組まれることに期待します。

次に、令和6年度公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に基づいて作成されており、経営成績及び財政状態は適正に示されているものと確認いたしました。

水道事業会計における各事業は、いずれも計画的に実施されており、水道の安定供給に寄与しているものと認められました。また、収益性に関する各比率は、いずれも前年度より低下したものの、その事由については、天王児玉浄水場の整備に伴い、これまで使用していた浄水場を廃止したことによる一時的なものであると考えられます。

水道事業におきましては、人口減少と施設の老朽化等により厳しい経営状況が続くと考えられますが、公共の福祉増進に資するため、一層企業努力を続け、水道の安定供給に努めていただきたいと存じます。

続きまして下水道事業会計について申し上げます。

財務比率は前年度と比較して自己資本構成比率が上昇し、固定比率が低下したことから、財政の自立性は改善傾向にあると捉えられますが、一方で、現金・預金の減少に伴い、流動資産が減少したため、流動比率をはじめとした各比率で低下がみられました。

下水道事業は、建設投資額が大きく、財源を企業債で賄う部分が大きいため、理想と

する数値に達することは容易ではないと思われませんが、今後進行する……あ、すいません、施設の老朽化等などを見据えながら、円滑な事業運営と合理化を進め、市民の快適な生活環境が確保されるよう、引き続き取組を行っていただきたいと存じます。

最後に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について申し上げます。

各比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認いたしました。全ての比率で早期健全化基準未満となっていることから、今後も長期的展望の下、健全で安定した行財政運営に努めていただくことを期待します。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤敏雄） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第25 予算決算特別委員会の設置について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第25、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第56号から議案第58号までについて及び認定第1号から認定第9号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第58号までについて及び認定第1号から認定第9号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第26 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第26、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

予算決算特別委員会の委員長には16番伊勢潤議員、副委員長には12番石井和人議員を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算決算特別委員会は9月12日及び26日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月12日から18日までに詳細審査することとしますのでご報告いたします。

【日程第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第27、諮問第2号及び日程第28、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第2号及び諮問第3号について、提出者より一括して説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、諮問第2号、第3号の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

説明資料の17ページをお開き願います。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

候補者は、住所 潟上市昭和豊川槻木字草生土沢29番地、氏名 斉藤英博、生年月日 昭和31年10月15日でございます。

任期は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

次のページをお開き願います。

諮問第3号については、推薦される方のみの説明とさせていただきます。

住所 潟上市飯田川下虻川字鶴巻76番地1、氏名 高井滋、生年月日 昭和36年7月16日でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

以上の2名の候補者について諮問するものでございます。

よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） はじめに、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願

います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、諮問第2号は同意することに決定しました。

次に、諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、諮問第3号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月10日水曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時53分 散会